**令和５年度第２回社会福祉審議会総会　議事録**

福祉子どもみらい局総務室長：

おはようございます。本日お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。それではただいまから令和5年度第2回、神奈川県社会福祉審議会総会を開催いたします。私は福祉子どもみらい局総務室長の長島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まだ何名かの委員の方、入られてない方もいらっしゃいますけれども、お時間になりましたので会議の方開催させていただきたいと思います。

ご出席の委員につきましては、別途配りしております、出席者一覧の通りでございます。本日の審議会における傍聴の申し込みはございませんでしたのでご報告します。また本日の審議内容につきましては、後日、公開をすることになっておりますので、ご承知おきください。

本日も前回と同様、オンラインでの開催となります。お手数ですが、ご発言されるときには、お名前をおっしゃっていただいてからご発言いただくようにお願いをいたします。

本日の資料ですが、事前に事務局の方からお送りをさせております。資料の１から資料の8を使用してご説明をさせていただきます。本日の総会は90分程度を予定しています。

議事に入ります前に、川名福祉子どもみらい局長からご挨拶を申し上げます。

福祉子どもみらい局長：

皆さんおはようございます。福祉子どもみらい局長川名です。本日お忙しい中、令和5年度の第2回神奈川県社会福祉審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。一言、開会にあたりましてご挨拶申し上げさせていただきます。

今年度、第2回社会福祉審議会ということで、前回11月に開催させていただいております。前回は、今回も報告する各計画の策定の骨子案の報告や障害者支援施設における虐待事案等について報告させていただいたところです。今回も、その進捗状況などを中心にご報告させていただきたいと思っています。

今年度も残り数日になっていますけれども、今年1年間、特に福祉子どもみらい局の業務を考えていきますと、子ども子育て支援や当事者目線の障害福祉がかなり中心な業務になってきていたかと思っています。ご存じの通り子ども子育て支援につきましては国の動きやこども家庭庁の設置、子ども基本法の施行を受けて、本県でも施策の充実を進めてきています。また当事者目線の障害福祉では、昨年の4月に当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～、を施行させていただいて、地域共生社会の実現に向けて、様々な施策を進め、また本年度、その基本的な方向となる基本計画の策定も進めてきたところです。

そうした取組を進めている中で、中井やまゆり園におきましても、複数の虐待事案の発生を受けまして、アクションプランを作成し、支援の改革を進めるとともに、この改善を継続的持続的なものとしていくために、いろいろと議会や報道等でもご存じかと思いますけれども、組織執行体制の見直しを、具体的には地方独立行政法人に移行することを県の方では、検討させていただいているところです。

本日の報告の方でもありますが、そうした取組を進めている中で、まだ現在でも、県立障害者支援施設において虐待とか不適切な事案が発生しているという現状があります。報道等でご存じかと思いますけれども、利用者の皆さんやご家族、また関係者の皆様には大変なご不安やご心配をおかけしているかと思います。本当に県として申し訳なく思っております。

こうした取組を進めるとともに、福祉子どもみらい局の業務といたしましては、例えば認知症をはじめとした高齢者施策の推進、生活困窮者対策、最近では孤独孤立対策も含めて生活困窮者の困り事を抱えている方のため施策の推進、また女性分野においては、4月に困難な問題を抱える女性の支援に関する法律が施行されることになっており、今日も報告で、その計画等を報告させていただきますが、課題が山積しております。我々として、より一層の取組の充実を進めなければならないと考えております。

本日の会議の中では、今回、県議会でご議決いただいた、令和6年度当初予算の状況について、今回いくつか策定した、また改定した計画の内容について、さらに先ほど申し上げた、虐待事案等を県立障害者支援施設における適切な支援の対応状況について、この辺を中心にご報告させていただく予定です。

後程、各事項の詳細につきましては担当課長からご説明させていただきますが、大変限られた時間ではございますけれども、それぞれの取組について忌憚のないご意見を賜りまして、今後の施策に生かして参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。最後結びになりますが、本県の福祉行政に対しまして、より一層のご支援を賜ることを、お願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

総務室長：

ありがとうございました。それでは局長は所用によりここで退席させていただきます。続きまして、山崎委員長からご挨拶をお願いします。

山﨑委員長：

委員長の山﨑です。ひとこと、ごあいさつを申し上げます。各委員には、お忙しい中お時間をお取りいただき、ありがとうございます。

今年度２回目の全体会議となります。皆様からお力添えをいただき務めていきたいと存じます。本日、副委員長の結城康博先生は、オンライン参加していただいていますので、よろしくお願いします。

この審議会は県の重要施策について、直接委員の皆様からご意見をいただく貴重な場となっています。是非、それぞれの専門的なお立場から活発にご意見をいただければと思います。委員の皆様には、円滑な議事の進行にご協力いただくようお願いします。

総務室長：

山崎委員長ありがとうございました。これからの進行は、委員長にお願いいたします。

山﨑委員長：

早速議事に移らせていただきます。本日は８つの報告事項がございますが、大きく分けて、令和6年度当初予算の関係、計画の関係、県立障害者支援施策等の関係の3つの分野に分かれていますので、この分野ごとに説明をしていただき、質疑応答の時間をとりたいと思います。

では報告事項の1つ目、福祉子どもみらい局の令和6年度当初予算について、事務局から説明をお願いします。

・報告事項１　福祉子どもみらい局の令和６年度当初予算について

山崎委員長：

事務局からの説明につきまして、ご質問等いかがでしょうか。

それでは次に移ります。報告事項2つ目から5つ目の計画の関係について、事務局から順次説明をお願いします。

・報告事項２　「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」の策定について

・報告事項３　「神奈川県再犯防止推進計画」の改定について

・報告事項４　「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について

・報告事項５　「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画について

山崎委員長：

4つの計画関係について、ご質問等いかがでしょうか。

加藤委員：

神奈川県高齢者福祉施設協議会の加藤でございます。よろしくお願いします。

かながわ高齢者保健福祉計画の改定というところで、前回の審議会でも少し発言しましたが、例えば特別養護老人ホームの待機者について、県が昨年4月に名寄せして、県域で送り返した分、昔100人以上いた待機者が、待機者数だけ名簿上だけでも１施設37人くらいになっている。その37人のうち、死亡で取り下げや、医療的な困難で入れない方含めると実質１施設20人ぐらいで、利用者がいないから空床ができているという事態も今、現実的に発生しています。県民の中には何百人待っているというようなイメージがありますので、その辺しっかり見極めて欲しい。実際令和4年のうちの団体で調べた調査で、施設の居住系のサービスを利用する定員数と見込み数だと、定員の方が上回っていますので現実的に供給過多です。

さらに有料老人ホームとかサ高住とか考えて、今回の整備計画でも、特養や短期入所は若干調整されているが、特に地域密着型等は、かなり増える形で整理されているので、その辺全体観を見極めながら、第9期に進行して欲しいと思っています。

介護人材ですとか科学的介護推進は重点的にやっていただいていますので、そこはぜひ進めて欲しいが、あまり施設がいっぱいできてしまうと人材もばらけてしまいますのでよろしくお願いいたします。

高齢福祉課長：

ご意見ありがとうございます。今のお話、前回もいただいたかと思います。まず施設の計画につきましては、市町村の今後の介護サービス見込み量をもとに計画を立てる形になります。委員おっしゃるように、地域差が結構ありますので、県も市町村に計画を立てる際には、実態を踏まえてということを強調して今回お願いしておりました。

計画の状況ですが、特養につきましては例えば相模原や県西地域におきましては、現状、もうこれ以上ふやせないという方向で、各市町村から示されてきており、我々もそれを受入れるそんな形になっております。

山崎委員長：

　他にご意見はありますか。

姜委員：

まず前提としまして資料5－1にありました、今回、県独自の数値目標を立てたり、障害当事者部会を設けたというのはとても画期的なことだと思うので、とてもよかったと思っております。その上で少し細かいことですが、資料１の当初予算案のところで、ｐ34の中では、精神障がい者が安心して精神科医療を受けられるように、病院の実態調査や、虐待通報窓口の設置を行うほか、見守りカメラを導入する費用に対して補助するとあるが、ここで書かれている実態調査や、虐待通報窓口設置っていうのは法律に基づく病院内とは別に、行政独自で作るというものでしょうか。また、見守りカメラというのは具体的にどの場面を撮影することを想定されているのか、その辺りを教えていただきたいです。

障害福祉課長：

実際この事業は、がん・疾病対策課が所管をしているものになります。精神保健福祉法が改正をされて、虐待の通報の窓口を、今後、設置をしていく流れがありますので、県独自の施策というよりは、まずは精神保健福祉法の改正に基づいて、取組をやっていくのが前提になるというふうに聞いております。それから併せて、病院の調査ですとか国の方の病院訪問の事業も新たに施策化されましたので、そういったものに取り組んだり、あわせて、福祉子どもみらい局の障害福祉課の方で実施する、地域生活移行の事業を合わせて、連携しながらやっていくような事業になります。

姜委員：

意見として言わせていただきますが、この見守りカメラの使い方がわからなくて気になっているところですが、やっぱりその当事者の方が安心して医療を受けることは、弁護士として相談をうけておりまして、強制入院される時の権利の告知の様子や患者さんへの説明の仕方、或いは身体的拘束も増えていて、その辺が怖くてトラウマになってしまう、任意入院したくても安心して入院できないといった声を聞きます。

当事者が安心して病院に行けるように、やむを得ず強制的な措置を使う場合であっても、きちんとあとで検証できるように、県の方で実地調査や精神医療審査会で確認するときのために、人権侵害がなされてないか確認するために、カメラが使われるように、ぜひ注意して補助金などを出していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

山崎委員長：

　他にご意見はありますか。

小澤委員：

神奈川県の状況をあまり、十分把握してなくて申し訳ないですが、資料5－1で条例を作られて、それで新たな計画ということですが、15ページを見ていると、要するに障害者計画という、従来からある障害者基本法の計画と、それから障害福祉計画、障害者総合支援法の計画とを包含するっていう話ですが、これまでいろいろな自治体では障害者計画の中にすでに、介護部分を中心に障害福祉計画が包含されているという理解をして実際そういう形で作成、策定を進めてきているところが非常に多いですが、包含って、この図を見る限り、単に2つの計画を集めるだけじゃなく、新たな計画というふうにやっぱり読み取れる。

もう1つ、障害福祉計画は並行してセットで障害児福祉計画も策定っていうふうになるので、この解釈は障害児福祉計画も入っていると理解していいものなのか。その場合、子ども関係の計画があって、見れば見るほど実は整理したというふうに言い切っているが、逆に混乱しやすいのではないか。

障害福祉課長：

この15ページの図数ですけど、大枠で書いておりまして障害児福祉計画についても、この中には入れ込んだような形で、計画策定をしております。

障害者計画が、国でいえば5ヵ年計画になっていて、それから、障害福祉計画3ヵ年計画になっていまして、国にもいろいろ問い合わせをしたところではあるが、6ヵ年の計画でも、その辺りは差し支えないというお話を伺っておりますので、今回、6年計画とさせていただいて、障害福祉計画部分、それから障害児福祉計画部分は、国で言えば、3ヵ年の計画となりますので、３年目の時点で中間見直しをやっていくという形の計画のつくりとなっております。以上でございます。

小澤委員：

はい、理解しました。ただ、その場合は、たいていのところは障害者計画の中に包含されていますので、条例として、取り組むべきところかどうか、ということがあり、新しい何かが入り込んでいるというふうに理解する。その辺りをぜひ検討していただきたいのと、子ども関係としては、子どもの方の計画との整合性が多分登場してくるので、そこはぜひ、整備されたような形で見せていただくとありがたいと思います。

山崎委員長：

　他にご意見はありますか。

それでは続きまして報告事項3つ目から8つ目の県立障害者支援施設等の関係につきまして、事務局から順次、説明をお願いします。

・報告事項６　「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」の策定について

・報告事項７　県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

・報告事項８　県立障害者支援施設等における不適切な支援への対応状況について

山崎委員長：

ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問等いかがでしょうか。

結城委員：

虐待の案件で県として、おそらく高齢者でもう児童であれ、虐待の問題は人員配置や法廷はクリアしているが職員が足りないのが原因である。あと、適切な人をちゃんと雇っているのかや、中間管理職のマネジメント研修はどうなっているのか。虐待の問題はそういうところが根本的にあって、私も今いろいろ介護施設を研究していますが、人員配置基準の点で、県としては調べているのかどうか教えていただきたい。もちろん法定をクリアしているけど、ぎりぎりでやっているのかどうかっていうのを教えていただきたい。

障害サービス課副課長：

県立の施設に関しては直営施設、あと指定管理施設でも、従前より民間施設より、重い方を今まで受け入れていることや、民間施設では困難な方を受け入れる役割が従前ありまして、その関係で、実際、職員配置基準は、国が定めている基準よりもはるかに手厚いプラスアルファの職員配置となっておりますので、実際上はその民間施設よりも本当に職員数が多い状況になっています。

ただ、現場の職員さんから、話を聞きますとやはり大変な方とか、いろいろいる中で、実際支援員を当たる中では、やはり人が足りないといったご意見をいただいているのも事実です。一方、人材確保の問題とか、いろんな課題があってなかなか人が集まらない欠員状況もありますので、そういった意味では、単純に職員配置の見直しだったりや、支援に必要な職員さんを使えるような、勤務の割り振りの何か検討だったりとか、いろんなことを併せて考えていく必要があるのかなというふうに思っております。以上です

結城委員：

意見ですが、多分すごく県の場合だったら重度の方を受け入れているだろうと思います。公共性という役割で、そういった場合やっぱり予算を入れて、手厚い配置をしないと、もちろん虐待している加害者が一番悪いのかもしれないが、やっぱりその職員の意見をちゃんと聞いて、虐待をさせないような、もし、もちろん重度の方を入れているのであれば、ちょっとそういうことを考えないと、結局いろいろ研修したり、調べたり調査しても、全くもしかしたら治らないかもしれないので、その辺、手厚い人員配置基準が必要。やっぱ職員も疲れちゃっているというところが、虐待の一応、もちろん資質も問題があると思うが、そこをこの虐待事例も僕ヒアリングするのですが、やっぱり職員不足で苛立ってしまうっていうところがあると思うので、県としてそこをしっかりチェックして、手厚いところができるのであればしてあげた方いいのかと、職員さんもかわいそうかなとちょっと思いました。以上でございます。

大島委員：

資料の4の１ところでちょっとお尋ねになります。改定のポイントというところで、認知症未病という言葉が、軽度認知障害ＭＣＩっていう言葉と混乱してしまうのではないかという意見がありました。未病という言葉を使うのであれば、用語の定義と言示した上ではないと、神奈川県の独自の施策ということで、認知症未病という言葉が、その軽度認知障害の部分も含めたふうに受けさせるような感じにはならない方がいいのではないかというご意見がありましたので、そのあたりの説明をちゃんとしていただけるようにお願いできればと思います。

高齢福祉課長：

ご意見ありがとうございます。認知症未病改善という言葉は従前のところもありますが、委員おっしゃるようにＭＣＩをどうするのとかそういった厳密な定義の仕方についてご意見いただいたところでございます。

今回、計画本編100ページの注釈として、認知症未病改善という言葉を誤解がないように少し詳しく説明をさせていただきまして、この言葉を使わせていただいているところでございます。わかりづらいところもあろうかと思いますが、県の、ある意味キャッチフレーズとして未病という言葉を使っているところの中で、こういった言葉を使っております。ご理解いただきたいと思います。

山﨑委員長：

他にございますか。それではこの程度とさせていただきます。本日も様々な貴重な意見をいただきました。事務局におかれましては、今後の施策に反映していただきますようよろしくお願いします。当局には、予定した時間も近づいて参りましたので、本日の総会はこれをもって終了させていただきます。

実は私今期をもちまして、委員を退任させていただきます。2016年から８年在任いたしましたが、年齢的には、人並みの老いを、実感する年になりまして、来年は80になります。ちょうどいい引きどきだと思っております。ただこの在任8年のうち、後半は私の印象としては、やはり津久井やまゆりを始めとする障害福祉の問題が非常に重荷でした。今日も不適切な事案への対応につきまして報告する事務局も本当につらい思いをして報告しておられるのはよくわかりました。しかし、これに向き合っている中で、何か明るい兆しが出てきつつあるのかなという印象を持っております。私県立大に参りましたときに初代の副学長が室谷千恵さんという岡崎知事のもとで、福祉行政のトップを走っておられた方のようでございますが、神奈川の福祉が輝いていた時代のことをよく聞かされました。

しかし、そういう意味では、ちょっと最近は日陰の部分ばかり見せられた印象があるのでございますが、ただいまの報告をお聞きする中で、こういう現実と向き合うことを通して、輝く神奈川の福祉を創り上げていただけるのではないかなというふうに思っております。引き続きよろしくお願いいたします。長い間お世話になりました。

事務局にお返しします。

総務室長：

委員長どうもありがとうございました。夏で、委員の皆様の任期がきれます。改めまして、次期委員についてご相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、今年度の第１回社会福祉審議会総会は閉会とさせていただきます。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。